

愛知地方最低賃金審議会
第3回愛知県最低賃金専門部会 議事録

日 時 令和6年7月31日(水) 午後1時30分～午後4時50分

場 所 桜華会館 2階 梅の間

出席者

(公 益 代 表 委 員) 中山部会長、長谷川部会長代理、水野委員

(労 働 者 代 表 委 員) 安藤委員、寺田委員、松村委員

(使 用 者 代 表 委 員) 梶原委員、古閑委員、堀江委員

(事 務 局) 高橋労働基準部長、平井賃金課長、鈴木主任賃金指導官、名倉課長補佐、佐藤賃金指導官、大口賃金指導官、佐藤監督官、久保賃金調査員

議 題 (1) 令和6年度愛知県最低賃金の改正について

(2) その他

議 事

○佐藤賃金指導官

それでは開催にあたり、事務局より御案内を申し上げたいと思います。本日の専門部会は公開となっていることをお伝え申し上げます。

このため、冒頭の撮影が予定されておりますので、冒頭の撮影終了後に開会といたしますのでよろしくお願いしたいと思います。それでは冒頭の写真撮影をしていただくようお願いします。

(冒 頭 撮 影)

○佐藤賃金指導官

それでは撮影はここまでとさせていただきます。

まず、資料の説明をさせていただきます。お手元に、会議次第に合わせて資料目次No.1からNo.4の資料と別途配付資料をお配りしております。ご確認いただくようお願いいたします。不足があればお知らせください、よろしいでしょうか。

それでは、以降の議事進行を中山徳良部会長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○中山部会長

ただ今より第3回愛知県最低賃金専門部会を開催いたします。事務局は委員の出席状況について報告してください。

○佐藤賃金指導官

それでは委員の出欠状況についてお知らせします。公益代表委員は、3名全員が御出席、労働者代表委員は、3名全員が御出席、使用者代表委員は、3名全員が御出席となっております。委員定数9名全員が御出席され、また、公労使各側委員とも3分の1以上の委員が御出席されております。

このため、最低賃金審議会令第5条第2項に規定する定足数「全委員の3分の2以上又は各側委員の各3分の1以上の出席」を満たしておりますことを御報告いたします。

○中山部会長

ただ今、事務局より本部会は定足数を満たしている旨の報告がございました。それでは、次第に従いまして議事を進めたいと思います。

まず、議題(1)「令和6年度愛知県最低賃金の改正について」です。本日の資料について、事務局より説明をお願いします。

○平井賃金課長

資料目次のところでございますが、資料No.1からNo.3までが第1回専門部会、第2回専門部会にて配付した資料と同じものとなります。説明を省略させていただきます。

14ページの資料No.4「愛知県最低賃金と生活保護費との比較について」です。平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」において示されました最低賃金と生活保護費との比較について、最新のデータにより比較したものです。生活保護費の最新データが令和4年度でありますから、令和4年10月1日発効の愛知県最低賃金額(時間額986円)を基に比較をしています。当該最低賃金額による1か月換算額は、3の(注)のところですが、愛知県最低賃金額986円に1か月平均法定労働時間数173.8時間と、可処分所得の総所得に対する割合0.807を掛けて138,293円となります。

一方、令和4年度の生活保護費は2の(3)に記載のとおり、生活扶助基準額

として第1類費、第2類費、期末一時扶助費の合計額の愛知県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額で、103,347円となります。

以上より、愛知県最低賃金と生活保護費との比較をしたところ、愛知県最低賃金額が下回っていることは認められませんでしたので御報告をいたします。

15ページの資料No.5「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」についても、7月26日の本審議会、第2回の専門部会にて配付した資料と同じものでございます。

最後に、別途配布資料としまして、愛知労働局独自の業務改善助成金のリーフレットを付けております。説明は以上でございます。

先般7月26日の第515回愛知地方最低賃金審議会におきまして、使用者側代表委員の方から御質問がございました件ですが、1件目の「意見書が提出されました団体の構成人員」についてでございますが、事務局が確認できたところでございますが、愛知県労働組合総連合の事務局に直接確認しましたところ、組合員数は全体で約43,000人とのことございました。もうひとつの御質問「フリーランスユニオンの定義」についてでございますが、フリーランスユニオンのほうに直接確認しましたところ、フリーランス契約であったとしても実態が労働者のごとく働く人たちの労働条件の改善に向けて活動をしている、というようなことをいわれております。以上、確認できました範囲内での御回答でございます。よろしくお願い申し上げます。

○中山部会長

ただ今、事務局から説明がございましたけれども、それについて何か御質問等があればお願いいたします。

(特になし)

○中山部会長

よろしいでしょうか。

それでは、一昨日の審議を踏まえまして、改めてまして労使それぞれのお考えを先ず伺いたいと思います。労働者代表委員のほうからお願いしたいと思います。

○寺田委員

労働者側としては、本審、第1回、第2回で申し上げているとおりの考え方で今のところ変わりはありませんということをお伝えさせていただきます。

○中山部会長

ありがとうございます。続きまして、使用者代表委員、お願いいたします。

○使用者側代表委員

使用者側委員といたしましても、前回、前々回申し上げたとおりということで現時点では変更はございません。

○中山部会長

ありがとうございます。ただ今、労使双方の委員の方からお考えを伺いましたけれども、前回と同じということで考えに隔たりがある状況になります。

このため、本専門部会については一旦休会とさせていただきます。控室で打ち合わせを行いたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(労使に確認)

○中山部会長

では、一旦休会といたします。

< 休 会 >

< 再 開 >

○中山部会長

それでは、専門部会を再開いたします。個別の打ち合わせの結果も踏まえまして、御意見を労使双方からお伺いしたいと思います。まず、労働者代表委員からお願いしたいと思います。

○寺田委員

打合せさせていただいた内容を説明させていただきます。労働者側としては5

4円ということで、お話をさせていただいております、その根拠をお伝えさせていただいたところです。前回は、関東圏への人材流出というところを重視しているということでもあります。

前回は安藤のほうからお伝えさせていただいた資料に基づいて、公益の方にお話させていただきましたというところでもあります。資料というのは、愛知県が2023年10月に出しております「愛知県・まち・ひと・しごと創生総合戦略2023-2027」の資料を使って御説明させていただきました、その中で「社会増減」というところが記載されておまして、そこに調査結果が載っております、その中で前回お伝えさせていただいたとおり、愛知県内からの人口の流入出を見ると20から24才、25から29才は、20から24才だと大学等で入ってくる形の時と、25から29才は減っているという全体的な流れがありまして、そのちょっと細かく見ると、その中で10ページの中で、図の14ということで「本県の東京圏に対する男女別の移動の状況」というのが出ておまして、そこを見ると男性とも、女性とも20から24才、25から29才の関東圏、東京・埼玉・千葉・神奈川へ移動しているというところが、やっぱり転入よりも転出が多いということで関東圏に人が持っていかれているという状況が男女とも見られたということでもあります。そちらを御説明させていただきましたということでもあります。

実際に愛知県の中のその資料を見ていきますと、愛知県に対する感覚というか、それぞれの印象のところも調査で載っておりますそちらも御説明させていただいたということでもあります。本県に居住経験のない県外の居住者の方ですね、愛知県に住んだことのない方から愛知県に好感を持った人がいて、その人たちは何をもちて愛知県に好感を感じましたかというところでもあります、やっぱり食べ物美味しいだとか地理的に日本の真ん中だというところがあって、その中でずーと項目が18項目くらい羅列されていて、その中で雇用や給与が安定しているところが好感を持った理由の中で一つあがっているのですけれども、その中を見ると、持った、少し持ったというのが4割程度にとどまっています、そんなところに好感を持ってない、全く持てなかったという方たちが6割くらいいるので基本的に給与とか賃金ですね、そういったところにいい印象は持たれてないのだなというところがありましたということでもあります。その中でまた更に進めて見ていくと、本県に居住経験があるけど東京に行かれています方、将来愛知県に移住したいかどうかというところも調査結果が載っております、図22の「愛知県に移住したい理由」のところのある中で、やっぱり実家がある、家族が住んでいるからとい

う方が多いのですけれども、その中で給与などが高いためという項目が一つありますけれども、それを見ると全体の 2.5%ということで余程ここに賃金等について、移住するための魅力が感じられないところがありますので、やっぱりこれだと関東圏への流出は止められないのではないかとということでもありますので、やっぱり最低賃金を上げるべきかというふうに考えております。

54 円のところでありますけれども、お配りしていただいていた賃金の総括表ですね、分布の中を見ますとわれわれの 54 円の理屈で行きますと 1,081 円のところがボーダーラインになってくるかと思うのですけれども、そこを見ますと 18 才から 19 才、若手のところで見させていただきました。これ、括りが次のところで 20 から 54 才ということになっているので、若手ということで 18 から 19 才のところで見させていただくと、1,081 円のところでいきますと 66%の方に関係してくるということでありまして、50 円の目安どおりって 1,077 円ということでもありますので 62%ということ、より多くの方がそういった影響を、賃金の高い状況が生まれるということでもありますので 54 円というふうにさせていただいております。

なので、やっぱり関東圏に流出を止めたいということが第 1 で、その中の印象としてやっぱり賃金があんまり魅力になっていないというところがあるので、ここで最低賃金を上げて魅力を高めていきたいということが我々の主な主張でありますので、よろしく願いいたします。

○中山部会長

ありがとうございます。続きまして、使用者代表委員、お願いいたします。

○梶原委員

私ども、基本的な考えは変わっていないというようなところで、50 円の引上げは大変厳しいというようなことで意見を申しあげたというようなところでございます。そういった中で、先ほど労働者側の委員から県の総合戦略のところで、若手の方の東京圏への流出の問題というようなお話がありましたけれども、我々も同じ資料を拝見しているところなのですけれども、賃金の問題は先ほどおっしゃったのですけれども、一つ大きな疑問が、いずれにしても最低賃金の問題と流出の問題の相関関係がもう少し理解が難しいなというのが一つ、それからこの資料に載っている愛知県からの転出理由というような問いがあるのですけれども、

それを見ますとほとんど就職とか転職とかいうようなものが、男性ですと 3 割を超えていると、女性でも 22%ということで、かなり大きな回答を占めているような状況です。それから就職・転職を理由に転出しますよというような方の中の回答で、じゃあ何故東京のほうへ就職したのですかというような理由の問いかけもございます。それを見ますとやりたい仕事、入社したい企業が愛知県になくて東京にしかないからというようなことについては、まあ女性については 3 割くらいというようなことで非常に大きな値とっているというようなことで、やはり自分がやりたい仕事、自分の将来、キャリアというようなことを考えて東京圏のほうで仕事をしたい、就職をしたい、もしくは転職をしたいというような方の割合というのはかなり高いというようなこともありますので、まあ賃金の問題ももちろんないとは申し上げませんが、若手社員の想いというものは今申したところにあるのではないかというふうに我々は判断をしているというようなところ
です。

○中山部会長

ありがとうございました。他の委員の方、よろしいですか。

(追加の意見なし)

○中山部会長

ただ今、労使双方から、改めてお考えを伺いましたけれども、未だお考えに隔たりのある状況となっております。公益委員といたしましても、打合せの時にこの地域の状況などを御説明してありまして、お考えいただきたいという話で更なる歩み寄り、調整をお願いしているところですので、もう一回予備日を使いまして審議を尽くしたいと考えております。また、それは後で事務局のほうで御案内があると思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議題(2)に入ります。「その他」ですけれども、労使各側から何かございますでしょうか。

(特になし)

○中山部会長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、事務局のほうから連絡をお願いいたします。

○平井賃金課長

急遽、予備日を使って第4回目を開催するということになりましたので、今のところ予定としましては、8月2日金曜日の15時30分から、こちらの桜華会館での開催を予定しております。

また改めて、メール等で御連絡をさせていただきたいと思います。ちょっと開催通知書は時間の関係で間に合わないかも知れませんが、メール等でお知らせをさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○中山部会長

本日の議事は全て終了しました。以上をもちまして、第3回愛知県最低賃金専門部会を閉会といたします。本日は、どうもお疲れさまでした。

(令和6年7月31日)愛知地方最低賃金審議会第3回専門部会 議事録

